独立行政法人統計センター公告

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第57条第２項の規定に基づき、次のとおり公表する。

なお、詳細については、事務所における閲覧及びホームページ（http://www.nstac.go.jp）により公表する。

平成 26 年４月 22 日　　独立行政法人統計センター
理事長　戸谷　好秀

１　改正規程　独立行政法人統計センター職員給与規程（統計センター規程第16号）

２　改正年月日　平成26年３月28日

計量法第121条の２の規定に基づく認定の公告

○独立行政法人製品評価技術基盤機構公告第 317 号

計量法（平成４年法律第51号）第168条の５第１号の規定に基づく同法第121条の２の認定を行ったので、同法第168条の５第７号の規定に基づく同法第159条第１項第12号の規定に基づき、公告する。

平成 26 年４月 22 日　　独立行政法人製品評価技術基盤機構　理事長　安井　　至

計量法第121条の２の規定に基づく特定計量証明事業を行う者の認定

（2014年３月26日認定分）

認定番号	認定特定計量証明事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	認定の区分及び、媒体／計量の方法	認定の有効期限
N―0159―01	地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所 大阪府羽曳野市尺度442	地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所環境科学センター 大阪府大阪市東成区中道１丁目３―62	・水又は土壌中のダイオキシン類 環境水／ＪＩＳ Ｋ0312（2008） 排水／ＪＩＳ Ｋ0312（2008） 土壌／ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル（平成21年環境省　水・大気環境局） 底質／ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル（平成21年環境省　水・大気環境局）	2017年03月25日

工業標準化法第57条の規定に基づく登録の公告

○独立行政法人製品評価技術基盤機構公告第 318 号

工業標準化法（昭和24年法律第185号）第57条第１項の規定に基づき、次に掲げる試験事業者を登録したので、同法第68条第６号の規定に基づき公告する。

平成 26 年４月 22 日　　独立行政法人製品評価技術基盤機構　理事長　安井　　至

（平成26年２月24日登録分）

登録番号	登録を受けた者の氏名又は名称及び住所	試験所の名称及び所在地	試験方法の区分（限定内容は省略）
140351ＪＰ	一般財団法人岐阜県公衆衛生検査センター 岐阜県岐阜市曙町四丁目６番地	一般財団法人岐阜県公衆衛生検査センター 岐阜県岐阜市曙町四丁目６番地	浸出性能試験

（平成26年３月16日登録分）

登録番号	登録を受けた者の氏名又は名称及び住所	試験所の名称及び所在地	試験方法の区分（限定内容は省略）
020179ＪＰ	一般財団法人化学研究評価機構 東京都千代田区岩本町二丁目11番９号	一般財団法人化学研究評価機構　高分子試験・評価センター　大阪事業所 大阪府東大阪市高井田中一丁目５番３号	高分子曲げ試験 高分子圧縮試験 浸出性能試験

（平成26年３月20日登録分）

登録番号	登録を受けた者の氏名又は名称及び住所	試験所の名称及び所在地	試験方法の区分（限定内容は省略）
140352ＪＰ	夏原工業株式会社 滋賀県犬上郡多賀町大字敏満寺579番地	夏原工業株式会社　彦根事業所 滋賀県彦根市高宮町2688番地１	浸出性能試験
140353ＪＰ	青森県生コンクリート工業組合 青森県青森市合浦一丁目３番３号	青森県生コンクリート工業組合　技術研修センター 青森県青森市合浦一丁目３番３号	コンクリート・セメント等無機系材料強度試験

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。

平成 26 年４月 22 日　　鹿児島県教育委員会

１　失効した免許状の種類、番号、授与年月日、授与権者、氏名、本籍地

⑴　中学校教諭一種免許状（数学）、平○三中一第○六五○号、平成４年３月24日、鹿児島県教育委員会、志摩　信行、鹿児島県

⑵　高等学校教諭一種免許状（数学）、平○三高一第○七三一号、平成４年３月24日、鹿児島県教育委員会、志摩　信行、鹿児島県

２　失効の事由

教育職員免許法第10条第１項第２号該当

教育職員免許状取上げ処分公告

教育職員免許法第11条第１項の規定により、次の免許状の取上げ処分を行った。

平成 26 年４月 22 日　　山口県教育委員会

１　取上げ処分を行った免許状

⑴　氏名　泉　　裕志、本籍地　山口県

⑵　免許状の種類、番号、授与年月日及び授与権者

①　小学校教諭一級普通免許状、昭57小一普第282号、昭和58年３月25日、山口県教育委員会

②　養護学校教諭一級普通免許状、昭57養学一普第６号、昭和58年３月25日、山口県教育委員会

③　聾学校教諭二種免許状、平14聾二第１号、平成14年10月31日、山口県教育委員会

２　取上げ年月日　平成26年３月24日

３　取上げの事由

教育職員免許法第11条第１項該当